

# 会 議 録

## 1 会議名

第6回浦川原区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1) 報告（公開）

ア 会長報告

（報告なし）

イ 委員報告

（報告なし）

ウ 市からの報告

・浦川原区における公の施設の再配置計画の取組について

### (2) 協議（公開）

ア 中学生との意見交換会について

イ 前期地域協議会委員からの引継ぎ事項の取扱いについて

### (3) その他（公開）

ア 次回の開催日時等について

## 3 開催日時

令和2年8月28日（金）午後6時27分から午後8時13分まで

## 4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ 4階 市民活動室4・5

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委 員：相澤誠一、赤川義男、池田幸博副会長、小野正広、春日清美、北澤誠、北澤正彦、五井野利一、杉田和久、藤田宏禎会長、宮川勇、村松進副会長

・事務局：浦川原区総合事務所横田所長、小嶋次長、五井野次長、産業グループ山本グループ長、滝澤主幹、建設グループ渡辺グループ長、市民生活・福祉グループ市村グループ長、教育・文化グループ山崎グループ長、総務・地域振興グループ北澤

班長、鷺津主任

## 8 発言の内容

### 【藤田会長】

- ・ 会議の開会を宣言。
- ・ 出席者は12人全員。
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告。
- ・ 会議録の確認：春日清美委員に依頼。

### 【藤田会長】

それでは次第に従って進めていく。

最初に「2報告」の「(1)会長報告」であるが、新任の委員が8名ということで、8月6日(木)に研修会を開催した。残念ながら新任の委員全員が出席というわけにはいかなかったが、お手元に資料と議事録が配布されている。時間を見つけて精査していただきたい。

続いて、「(2)委員報告」として皆さんから何か報告事項があれば発言いただきたい。

(会場内から「なし。」の声)

続いて「(3)市からの報告」で「①浦川原区における公の施設の再配置計画の取組について」説明をお願いします。また個別に説明が終わったら皆さんから質疑をいただく。

### 【横田所長】

冒頭に私から全般的なことを触れさせていただき、引き続き個別の資料に基づき担当グループから説明させていただきたい。

前回、7月の第5回地域協議会では公の施設の再配置計画について、改めて行政改革推進課から全体像の説明をさせていただいた。また、その際に総合事務所としては、今回の地域協議会の場で、対象となる施設について、関係団体等とのこれまでの協議の状況を説明させていただきたいと申し上げた。

具体的にはお手元の資料1であるが、浦川原区における公の施設の再配置計画の対象施設ということで、1番から14番の施設であり、この中で対象となる5施設、2番の浦川原谷ゲートボールハウス、5番、6番はセットではあるが、浦川原運動広場の野球場とトレーニング棟、12番の横住総合交流促進センター、そして13番の浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみの5施設について現時点での説明をさせていただきたい。

また、説明については、新任の委員もおられるため、施設の概要や利用状況の推移を始め、関係団体等とのこれまでの協議の状況、地域の皆様の声等を時間軸を絡めて説明させていた

できたいと考えている。

それでは詳細について担当グループから説明させていただく。

最初に資料2の「浦川原谷ゲートボールハウス」について説明する。

#### 【市民生活・福祉グループ市村グループ長】

浦川原谷ゲートボールハウスの協議経過について、お手元の資料に沿って説明させていただく。

谷ゲートボールハウスは、平成8年11月、「地域住民の健康増進と交流活動の拠点施設」として農林水産省の補助事業を活用して整備し、開設した。施設は鉄骨平屋建てで、クレーコート1面を有する全天候型のゲートボール専用施設である。

「利用者数」をご覧いただきたい。開設当初は年間1,500人ほどの利用があったが、年々、利用者数が減少し、平成29年度には100人を切る状態まで減少した。そして、平成30年度には、市が主催するシニアゲートボール大会で1回のみ利用した状況まで急激に落ち込んでいた。このように利用者数が減少した主な要因としては、区内唯一のゲートボール愛好団体である浦川原球遊会の会員数が高齢化によって年々減少したこと、また、施設が当区の中心部から7キロ以上離れた山間部にあり、利用しづらい立地環境にあることが考えられる。なお、公費負担額については、施設の休止に伴う浄化槽の清掃費や電気代の精算費となっており、令和元年度の決算見込み額としてご理解いただきたい。

次に、「2 関係者との協議状況」をご覧いただきたい。

平成27年2月公表の公の施設の再配置計画において、「利用者が非常に少ない状況を踏まえ、補助金の処分要件を精査し、今後の施設の在り方を検討する。」と定めた。これに基づき、平成29年度、浦川原球遊会や地元町内会に対し、今後の施設の利用計画に関する意向確認を行った。浦川原球遊会からは、会員の高齢化と入会者が無い状況から会員数は減少の一途にあること、練習の主会場は長走の河川敷を使用しており、遠方にある谷ゲートボールハウスを日々の練習会場として使用するの難しいこと。また、各種大会についてもチーム編成に苦慮する状況にあり、今後の大会参加も難しくなる状況にあるとのことであった。

谷町内会からは、施設の開設当時、高齢者の皆さんは農作業の現役として忙しい毎日を送られ、ゲートボールを楽しむ方がおられなかったこと、町内会も行事等で施設を利用したことはなく、今後も利用する計画はないとのことであった。

このような意見交換をした翌平成30年度の谷ゲートボールハウスの利用者数はさらに減少し、1回21人の利用となった状況を踏まえて、改めて浦川原球遊会と懇談する場を持ち、組織の現状や今後の利用計画についてお聞きした。

浦川原球遊会では、女性会員の退会が進んで女性チームが解散したこと、市主催のシニアゲートボール大会についてもチーム編成に苦慮し、ようやく大会の開催にこぎつけたことなど、組織活動を継続することが困難な状況にあることが確認できた。また、新潟県や市ゲートボール連盟から退会する意向のほか、球遊会の解散についても協議を進める考えがあることを示された。

このようなことから、谷ゲートボールハウスを利用する計画は無いことに加え、施設の休止を含め、今後の在り方について市の判断に一任するとご理解をいただいた。その後、施設を休止する方針のもとに、施設が立地する谷町内会と月影地区協議会の皆様へ説明させていただいたところ、「施設の利用を休止しても問題ない」「利用者がいないのであれば休止もやむを得ない」などと一定のご理解をいただいた。

また、平成31年1月に開催された浦川原区地域協議会閉会后に、これまで実施してきた関係団体等との協議経過を説明しつつ、谷ゲートボールハウスを平成31年4月1日から休止する方針について説明。主に利用してきた球遊会の皆さんが利用しないこと、区外者の利用見込みもないことから休止もやむを得ないのご意見をいただいた。

このような協議経過を経て、平成31年4月から施設の利用を休止したところであり、また、浦川原球遊会から3月末をもって組織を解散したとの報告をいただいたところである。その後、特定非営利活動法人「大杉の里」から、障害者就労継続支援事業で休止中の谷ゲートボールハウスを利活用したい旨の相談を受けた。当該施設は、農林水産省と新潟県の補助金を活用して整備したことから、現在、国県補助金の取り扱い等について新潟県と調整を行っているところである。谷ゲートボールハウス施設の再配置計画の取組についての説明は以上となる。

**【藤田会長】**

ただいま、設置から休止までの状況の経過を報告いただいた。

これについて皆さんからの意見、質問等をいただきたい。

**【北澤（誠）委員】**

現在休止扱いとなっているが、廃止もあり得ることなのか。

**【横田所長】**

先月、行政改革推進課から説明させていただいたように、関係者の皆さんとの協議状況を踏まえて、市としての再配置計画の今後の取組の方向性の案を固めているところであり、市としての方向性については、来月、行政改革推進課が直接説明させていただく中で触れさせていただきたいと考えている。

【北澤（誠）委員】

了解した。

【藤田会長】

他にないか。

（会場内から「なし。」の声）

それでは、資料3の「浦川原運動広場」について説明いただく。

【教育・文化グループ山崎グループ長】

浦川原運動広場の施設概要と建設時から現在までの利用実績、これまでの関係者との協議状況について、お手元の資料により説明させていただく。

浦川原運動広場は、市の公の施設として『上越市体育施設条例』により、資料に記載の設置目的を定めている。

昭和59年に野球場及びトレーニング棟を建設したのち、昭和62年にナイター照明を建設し、生涯スポーツ・健康づくりを推進する施策としての役割を担い、スポーツ団体等の皆様から利用されてきた。

野球場及びトレーニング棟の「利用者数」については、建設以降、村民体育大会の開催や体育協会主催の早朝及びナイター野球、少年野球やサッカーの活動などが盛んに行われていた。しかし、住民ニーズの多様化や少子高齢化から、年々活動団体数が減少し、現在、少年野球1団体、少年サッカー1団体、一般サッカー団体1団体のみが使用している状況になっている。また、少年野球団体は、浦川原区・大島区・吉川区の子どもたちで編成するチームであり、週末は吉川区野球場で活動しており、サッカー団体も宿泊体験交流施設月影の郷のグラウンドを活動拠点にしており、いずれも運動広場以外の施設が活動の主会場になっている状況にある。

資料左下に、大浦安の年度別出生人口の推移を参考に掲載しているが、今後、少子化が一層進展していく状況の中、運動広場の施設利用者数の減少傾向は一層続くものと想定しているところである。

次に「公費負担額」について説明させていただく。これは令和元年度決算見込み額であるが、野球場・トレーニング棟とも、利用団体の大半が青少年団体及び減免登録団体のため、使用料収入がほぼない状況で、維持管理費用をほぼ全額公費で賄っている状況である。

続いて、資料の右側、「2 関係者との協議状況」について説明させていただく。

平成27年2月公表の「公の施設の再配置計画」による浦川原運動広場の取組方向については「利用者が少ない中、借地料が生じていることもあり、今後の施設の在り方を検討する。」

と定めたことから、改めて当該施設の利用実態や利用団体の活動状況などの把握を行うため、関係者との話し合いの場を持たせていただいた。

まず、浦川原区体育施設の維持管理業務を委託しているNPO法人うらがわらスポーツクラブと協議を行ったところ、施設の今後の在り方を了解した上で、利用団体の意見が優先されるので、団体の意見を聞いてほしいという意見をいただいた。この意見をもとに、まずは「浦川原イレブンボーイズ」と「UFC」との協議を行った。いずれもサッカーの団体で、浦川原イレブンボーイズは青少年、UFCは成人で構成している。両団体とも施設の今後の在り方を了解され、スタッフの皆様からも特に意見はないという状況であった。運動広場の利用がほとんどない実態を承知されており、月影の郷のグラウンドを活動拠点にし、夜間の活動は浦川原体育館を利用しているため、廃止された場合でも特に問題はないという意見をいただいた。

次に、少年野球団体である「吉川ウイングス」との協議を行った。この団体は、先ほど説明したとおり、浦川原区・大島区・吉川区の子どもたちで編成している。ナイター照明の老朽化が著しいことから、ナイター照明が廃止された場合は運動広場を使わないという意見をいただいた。また、グラウンドコンディションの悪さから、現在の週末の活動については、吉川野球場を定期利用しており、冬期間は大島区ふれあい館を利用しているという状況であった。ただし、トレーニング棟については、毎週夜間に定期利用しているため、出来れば継続して使用させてほしいという希望を示されたが、借地の上にある施設であり、運動広場が廃止された場合は、トレーニング棟の廃止も止むを得ないという意見であった。

次に、地権者との協議状況について説明させていただく。4名の地権者からは、施設の今後の在り方について了解をいただいているが、借地契約終了後の土地返還に伴う原状回復について、今後相談したいという意見をいただいている、誠心誠意対応していきたいと考えている。

最後に、1社の地権者からは、運動広場の利用実態や市民ニーズの低下から、スポーツ施設として廃止することについて異論はないと回答をいただいている。

説明は以上であるが、施設の利用実態と関係者からの意見を踏まえ、今後の方向性について固め、委員の皆様にお示しする予定としており、了解いただきたい。

#### 【藤田会長】

資料3の浦川原運動広場について説明いただいた。

これについて皆さんからの質問、意見等を受ける。

#### 【北澤（誠）委員】

吉川野球場の設備はそんなに良いのか。また、奥にあるテニスコートは早くに廃止したと

思うが、設備が古くなってきたということで、廃止は確定的なのか。

**【教育・文化グループ山崎グループ長】**

今の質問に対しても先ほど所長が申し上げたとおり、現在、関係者協議や調整を行いながら取り組んでいるところであり、次回に行政改革推進課から説明させていただくことで了解いただきたい。

吉川野球場については、説明の中で3区の子どもたちが一緒に活動しているとお話したが、現在の活動母体に吉川区の子どもたちが多いといったこともあり、吉川野球場を活動拠点にしていると聞いている。

**【北澤（誠）委員】**

了解した。

**【藤田会長】**

他にないか。

私から、地権者との協議ということで、借地であるということは承知しているが、資料に「地権者との協議（1社）」とあり、「利用実態や市民ニーズの低下から、スポーツ施設として廃止することについて異論のないことを確認。」と記載されている。例えば、この土地を原状復帰や住宅地とするのかなどの協議はされているのか。

**【横田所長】**

借地については契約書があり、土地を返還するときには基本として原状回復と謳っているため、それをベースに話し合いを進めていくことになる。

**【藤田会長】**

原状回復といっても田んぼや畑にするということで話を進めているのか。

**【横田所長】**

原状回復の具体的な在り方については協議することになっているため、照明器具やフェンスなどの構築物を地権者が「残してほしい。」と言われればそのままとなるが、基本的にそういったものは撤去するというイメージをしていただけたらと思う。

**【藤田会長】**

了解した。

他にないか。

（会場内から「なし。」の声）

続いて資料4の「横住総合交流促進センター」について説明いただく。

**【産業グループ山本グループ長】**

横住総合交流促進センターについて、施設の再配置計画における、これまでの取組を説明させていただきます。

お手元の資料の「1 施設概要」をご覧ください。横住総合交流促進センターは、市の公の施設として、『上越市農村地区多目的集会所条例』により、その設置目的や施設の管理、使用料等を定めている。

平成9年度に旧浦川原村が整備し、以来、市の直営管理のもと運営してきた。施設の規模・構造は、資料に記載のとおりである。

利用者数は、平成26年度は1,000人を超えていたが、年々減少傾向にあり、令和元年度は465人となっている。地区の利用者は、横住町内会、追出町内会、月影雅楽保存会に限定されている状況であり、その他の主な利用としては、市主催の会議や選挙、農協主催の説明会などがある。公費負担額は、資料に記載のとおりで、地区の団体利用は減免となっているため、施設の使用料収入はごく僅かとなっている。

次に、「2 関係者との協議状況」をご覧ください。施設の在り方に関する関係者とのこれまでの協議状況を説明させていただきます。

平成27年2月公表の公の施設の再配置計画において、「農村地区多目的集会所で利用者が限定されているものは、原則として廃止する。ただし、建物の規模が大きい、代替施設がないなどの施設は当面維持する。」と定められた。このため、平成27年度に月影地区及び施設を主に利用している横住、追出町内会と、貸付・譲渡や休止も含めて施設の今後の在り方について協議させていただいた。月影地区7町内会のうち、横住、追出を除く、5町内会は町内会館を有しており、それぞれの会館の維持・管理で精一杯のため、月影地区としてセンターの譲渡や無償委託を受けることはできないとのことであった。

平成28年度の月影地区協議会との協議では、「センターの維持管理について、横住町内会が納得できる内容で協議すべき」との意見があったことから、横住町内会とも協議を行い、センターの鍵管理や清掃、除雪の費用を横住町内会にも負担いただくことで同意をいただき、現在に至っている。併せて、市は補助金処分制限期間が終了する令和3年度末をもってセンターを廃止する考えもあることを説明し、横住町内会では町内会館機能を別の建物に移す検討を開始している。

令和元年度には、改めて、センターを主に利用している横住、追出町内会と、施設の今後の在り方に関する協議を行い、両町内会から理解をいただいている。協議における横住町内会、追出町内会からの意見では、以前の協議で承知しており、町内会住民への説明は不要とのことであった。その他、横住町内会では、町内会の集会は月影の郷や町内会所有のプレハ

ブ小屋を使用するとのことであった。追出町内会は、3軒しかないため町内会長宅等で行うとのことであった。また、施設を利用している月影雅楽保存会にも、施設の今後の在り方及び関係町内会との協議結果を説明し、理解をいただいている。

なお、センターは指定緊急避難場所及び選挙の投票所となっているため、これらの機能を月影の郷へ集約することについて、今年7月、月影地区協議会会長及び月影の郷支配人に説明し、了解をいただいたところである。説明は以上である。

#### 【藤田会長】

これについて皆さんからの質問、意見等を受ける。

(会場内から「なし。」の声)

続いて資料5の「霧ヶ岳温泉ゆあみ」について説明いただく。

#### 【産業グループ山本グループ長】

創業時から現在までの霧ヶ岳温泉ゆあみの実績と、地域協議会並びに市の対応を振り返り、これまでの取組を資料にまとめたので、お手元の資料に沿って、説明させていただきます。

霧ヶ岳温泉ゆあみは、市の公の施設として、『上越市浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ条例』により、その設置目的やサービス内容を定めている。

平成4年度のオープン以来、市の直営管理のもと運営してきた。

資料の「利用者数」をご覧ください。開設当初の平成4年度は13万人を超え、新館を増築。翌平成5年度には、16万人に迫る利用があった。しかし、これをピークに、4年後の平成8年度には早くも10万人を割り、開業10周年の平成14年度は6万人強、さらに開業20周年の平成24年度は2万人台をぎりぎり維持する程度にまで減少していた。この間、温浴施設をめぐる環境も大きく変わり、上越地域には日帰りや宿泊機能のある温浴施設が次々とオープンし、また、露天風呂、複数の浴槽、広いサウナや岩盤浴が人気となり、温浴施設はスーパー銭湯のような多機能を求められ、民間や旧市町村間の類似施設との競合の中で、ゆあみの利用者は急激な減少の一途をたどることになった。

平成23年度からは、『特定非営利活動法人夢あふれるまち浦川原』に一部の業務を委託し、食堂の運営を含めて、様々な改革に取り組んでいただいたが、利用者の増加には至らず、平成28年度末をもって施設を休止するに至っている。

次に、「収支」のグラフをご覧ください。

「ゆあみ」は創業以来、市の直営管理で運営しており、施設に配属された村の正規職員の人件費など、実際の収支が表面化しにくい状況にあった。この村職員の人件費を含めた収支では、開設直後から赤字に転落し、その後一度も黒字を計上することなく、最大で年間5千

万円、平均で3千3百万円の赤字が、25年間にわたり続いた。

温浴に並び「ゆあみ」の柱の一つであるアイス販売事業は、浦川原村の新たな特産品として話題性があり、集客効果もあったが、事業そのものの採算面では、施設の赤字を助長してしまうものであった。

一番下のグラフは、利用者一人当たりの損益を表したものである。

利用者が減少しても、人件費や光熱水費など温浴施設運営のための固定費は軽減されない。最大の赤字を計上した平成21年度以降は、一人500円の入場料をいただいても、一人当たり2千5百円近くの経費がかかり、市が1人2千円ほどを持ち出して、お客様に入浴していただくという状況になっていた。

資料の右側、「1 地域協議会の対応（経過）・市の対応実績」の表をご覧ください。

平成21年度は、入込数の減少傾向が続く中、食堂を運営していた事業者の撤退が追い打ちをかけ、過去最大の赤字につながってしまった年度であった。

こうした状況を受け、地域協議会は、委員6人からなる「ゆあみ再生検討委員会」を設け、2月には「住民の意見を聞く会」を開催。ここでの意見などをもとに、同月、「安価で身近に誰もが楽しめ、観光・地域振興・住民福祉に重要な役割を果たしている温泉施設の存続を強く望む」とする意見書を市に提出された。翌3月、市は意見書に対し、「（施設）設置の趣旨を認識しているが、経営状況が改善されない場合は廃止を含めた厳しい判断もある。地元も利用促進を」と回答している。翌22年度から、特定非営利活動法人夢あふれるまち浦川原が、市の地域活動支援事業を活用し、食堂の営業に取組まれた。

さらに23年度からは、市が、入浴、アイス製造の業務などゆあみの運營業務の一部を特定非営利活動法人夢あふれるまち浦川原に委託。官民の協力体制のもとで、利用促進・収支の改善に取り組んだが、残念ながら、思うような成果を見ることはできなかった。平成26年度には、地域協議会をはじめ4地区協議会、NPO、地元選出の市議会議員に市も加わって学習会を実施するなど、ゆあみの運営方法に関する議論を重ねたが、打開策を見出すことはできず、市は、公の施設の再配置計画の中で、「平成28年度をもって温浴機能及びアイス販売を休止するとともに、施設の在り方を検討する」と公表するに至った。

さらに、平成27年度には、地元関係7団体による検討会が立ち上がり、検討会での協議結果をもとに、地域協議会は、改めて「ゆあみの施設の在り方」を自主的審議事項とし、翌年2月に、意見書を市に提出された。この意見書では、「公の施設の再配置計画による休止の方針は止むを得ない」とした上で、市に対して提案書を提出している。これに対して市は、「民間利用を含めた今後の利活用について検討する」と回答している。

このような経過を経て、平成29年4月から施設は休止している。

「2平成27年度の意見書に対する対応状況」をご覧いただきたい。

地域協議会の意見書に盛り込まれた提案内容に対し、市は、平成29年8月から、「ゆあみ」だけを対象とした、初めての「サウンディング型市場調査」を実施した。これは、「温浴施設をはじめ、他の用途を含めた譲渡先を探す」という意見書の提案に応えるもので、市内の7金融機関を直接訪問して協力を依頼し、様々な業種の民間事業者幅広く活用の打診を行った。しかし、結果として具体的な提案、貸付、譲渡等に関する応募等を得ることはできなかった。さらに、令和元年度には、施設経営管理室が市内12の温浴・宿泊施設について市内、県内に限らず、全国的に事業者を募集するサウンディング型市場調査を行った。ここでも、「ゆあみ」に対する応募は無かった。

なお、2回の調査以外に、これまでの間、市に直接問合せのあったいくつかの事業者・個人に対しては、資料提供や現地案内などにより丁寧に対応してきたが、どれも具体的な可能性を含んだ提案とは言えないものであった。

説明は以上である。これまで多くの皆さんの議論と数々の取組があった上で、現在の状況となっていることを、ぜひ、ご理解いただきたい。

**【藤田会長】**

これについて皆さんからの質問、意見等を受ける。

**【村松副会長】**

ゆあみは平成29年度から休止になっており、浦川原区の高齢者がお風呂に行きたくても行くことができないということで、休止されたときは本当につらかった記憶がある。

以前も申し上げたが、温浴施設を今までどおりの方法で運営すると同じような方向へ行ってしまう恐れもある。できれば施設を残していただいて、森林組合と協議して伐採木を使った薪ボイラーなどで、もう一度考えを新たにして取り組んではどうかと思っている。

**【藤田会長】**

村松副会長から、再利用するために森林組合とのタイアップで進めたらどうかという話があった。これについても皆さんからの意見等があればお願いするが、後程「3協議」の中の「(2)前期地域協議会委員からの引継ぎ事項の取扱いについて」で出てくるものであり、その中で協議していきたいと思っている。

資料の平成26年度の市の対応の部分で、「28年度をもって温浴機能及びアイス販売を休止するとともに、施設の在り方を検討する」と記載されていて、アイス販売については事業者へ機械を譲渡されていて、販売については「コシヒカリアイス」ということで守ってい

くと行政側から説明を受けているが、それはどうなっているのか。そしてもう一つ、その当該事業者が今年の3月で解散したと聞いているが、機械は無償譲渡であればやむを得ないと思うが、その辺の書類関係や経緯について説明いただきたい。

**【滝澤主幹】**

過去の記録の分かる範囲でお答えさせていただく。

アイスについては製造方法が特殊なものであり、その権利が契約の重要なポイントとなっていたため、きちんと契約を結んだ上で浦川原村の権利を継承していただいたことは事実である。

皆さんご存じのように、実際にアイスクリームは当該事業者がアイスの権利を受け継ぎながら継続してこられたが、この春に解散という形になった。

**【藤田会長】**

まだ結論は出ていないということか。

**【産業グループ山本グループ長】**

当該事業者からは、レシピを市に返還していただいております、市が保管しているところである。

**【藤田会長】**

今まで貸し付けていたということか。

**【産業グループ山本グループ長】**

そうである。

**【五井野次長】**

補足させていただく。

当該事業者は株主総会で解散の議決はされたが、まだ清算手続きが完了していないため、登記上は存続している状況と解する。なお、当該事業者が運営していた牧場には市有地も含まれている。

**【藤田会長】**

レシピとは製造する機械という意味か。作り方のことなのか。

**【滝澤主幹】**

当該事業者は、ゆあみの休止前からジェラートなどアイスクリームを製造しており、自社の設備も持っていた。ゆあみの休止に伴い、一部の設備については有償譲渡ということで、金額については手元に資料が無く分からないが、買い取っていただいている。それと同時に浦川原の特産アイスを作るためのレシピ、作り方、これは小林先生から受け継いだ作り方で

あり、これについてはきちんと契約書、秘密保持契約を結んだ上で当該事業者が使用できるということで引き継いでいた。

設備と権利という2点あることを補足させていただいた。

**【藤田会長】**

了解した。

他にないか。

**【杉田委員】**

そのレシピであるが、契約上の権利であり、パテントや実用新案などとは別のものか。

契約において機械は譲渡したが、レシピは、廃業した際は市へ返還するといった契約になっていて、現在は市へ返還されて保持しているということか。

**【滝澤主幹】**

作り方という部分については、商標等とは違うものであり、いわゆる秘密保持といった形で、勝手にその作り方を他人に教えたり、販売したりすることができない契約の下で特産品の製造・販売業務を継続できる形を作ったわけである。その契約に基づいて、市にレシピが戻ってきているということである。

したがって、アイスの作り方は秘密であり、当該事業者以外の業者がこれを使ってアイスクリームを作れるといったことはない。

**【藤田会長】**

要するにレシピのパテントを持っているということか。

**【滝澤主幹】**

製造特許とは違うものであり、著作権に近いものなのかもしれない。いわば料理の作り方のようなものであり、そちらの権利として契約している。

**【杉田委員】**

もう一度聞くが、口約束等ではなく、きちんと相手方との契約が終了し、レシピも上越市へ返還されるといった事務処理が行われているといった認識で良いか。決裁された書類としてきちんとあるということで良いか。

**【横田所長】**

私が決裁をして事務処理は完了している。

**【杉田委員】**

了解した。

**【池田副会長】**

先ほどの説明の中で当該事業者の牧場に市の土地があるということによろしいか。

【五井野次長】

そうである。

【横田所長】

本日は、公の施設の再配置計画の取組についての状況報告であるので、関連のある、適切な範囲で発言願いたいと考える。

【池田副会長】

市が関わっている案件に関して、その結果がきちんと処理されているか、いないかを確認するのは問題ないのではないか。

【横田所長】

先ほど五井野次長が説明したとおり、市と当該事業者との間で牧場部分の契約に関しては現地の状況を含めて契約の清算に向けて手続きを進めているため、実態とすれば既に事業としての形態は無いということであり、市との関係性についてはきちんと事務処理を含めて整理させていただいているところである。

【池田副会長】

まだ、きちんとした事務処理は済んでいないということか。

それと確認だが、レシピに関しては返してもらっているため問題ないということか、また、機械については有償譲渡で処理されており、これも問題ないといった認識で良いか。

【横田所長】

法令に基づいて適切に事務処理を進めているし、相対で、契約事項で定めたことについては双方の了解のもとで解決を図っているということである。

【池田副会長】

土地や建物の処理の話とこのゆあみの話は別の処理事項として考えなければならないということか。

【横田所長】

「解散」というデリケートな問題であり、正確にお伝えしたい趣旨で関連の部分について五井野次長から説明させていただいたとご理解いただきたい。

【池田副会長】

ゆあみのコシヒカリアイスに関し、当該事業者との関係でレシピの返還、また、機械は有償譲渡で処理は済んでいるということで、これについては全く問題無いということで良いか。

【滝澤主幹】

繰り返しとなるが、機械設備については有償譲渡であり、既に市の財産ではなくなっていて、問題はなく、市の財産であるレシピについては市に戻ってきているため、こちらについても問題はない。

**【池田副会長】**

レシピについては秘密云々という話であったが、このアイスの製造方法を作成したときに、市として特許や実用新案などそういった申請をして、きちんとした形にされなかったのか。

**【滝澤主幹】**

私の知識の中で確実なところまでは言えないが、おそらく著作権にあたるものだと考えられ、製造方法そのものの著作権を市が有している、これは開発していただいた当時の小林先生の作り方がきちんと書類として残っているため、こちらを権利として持っているということである。実用新案といったものとは別のものと考えていただきたい。

本日はこういった回答とさせていただき、正確なものは改めて報告させていただきたい。

**【池田副会長】**

了解した。

特許や著作権法など、後々問題が出てくることがあれば、適正な手続きや処理をされなかったのかといった疑問が生じるため質問させていただいた。

また、詳細がわかれば後日報告いただきたい。

**【藤田会長】**

資料5のゆあみについては終了させていただく。確認させていただくが、機械については有償譲渡が一部と言われていたが、他の一部は残っているということで良いか。また、ゆあみは休止するが、アイスは作り続けていくといった説明を当時、地域協議会が受けている。平成28年か29年頃の議事録を確認していただきたい。

**【五井野次長】**

現時点において明確にお答えできる内容を持ち合わせていないため、調べてから報告させていただきたい。

**【藤田会長】**

他にないか。

(会場内から「なし。」の声)

次に「3協議」の「(1)中学生との意見交換会について」事務局から説明いただく。

**【五井野次長】**

中学生との意見交換会について、6月26日の第4回地域協議会で実施が決定され、前

回、7月29日の第5回地域協議会で、中学校から、1年生の総合学習の中で意見交換会を行いたい旨を報告させていただいた。本日は、今後、具体的にどのように進めていくかについて協議いただきたい。

資料6をご覧ください。皆様から協議いただくための素案を事務局で作成した。

1 実施目的については、皆様方が考える「ねらい」と一致するかどうかを確認いただき、修正を加えながら決定していただきたい。

2 実行委員の選任については、実行委員を設けて取り組むかどうかを決定していただき、実行委員を設ける場合は、委員数を確認後、委員の選任をお願いする。なお、前期の地域協議会では、4人の委員を選任し、実行委員長が調整役となって取組を進めていた。

なお、実行委員を選任しない場合は、委員全員で協議しながら実施内容を決定して行動することになる。事務局としては、これまでと同様に実行委員を選任して取組を進めてはどうかと考えている。

3 実施内容については、中学校からは2学期中に1年生35人を対象とし、総合学習の中で意見交換会を行いたいという希望であった。

詳細な内容については、実行委員等で検討することとし、本日は、いつころ、どのようなテーマで実施したらよいかというところを協議いただきたい。なお、別紙（A3判）に平成26年度から令和元年度までの実施内容をまとめており、参考にさせていただきたい。以上で説明を終わる。

#### 【藤田会長】

実行委員を決める前に実行委員長が必要であると思われる。昨年度までは村松副会長から実行委員長をしていただいていたが、私の提案としては、改めて村松進副会長から実行委員長をしていただきたいと思いますと思っている。いかがか。

（会場内から「異議なし。」の声）

それではよろしくお願ひしたい。また、実行委員については、村松実行委員長の意向もあると思うため、腹案があれば提案いただきたい。

#### 【村松副会長】

実行委員長を4年間しっかりやっていきたいと思っている。

腹案であるが、私を含めて5人の実行委員をお願いしたいと思っている。

1人目は池田幸博副会長にお願いしたい。前回まで実行委員をされていて内容を良く把握されているということである。他の3人は新任の委員から、赤川義男委員、春日清美委員、宮川勇委員にお願いしたい。宮川委員は中学校の同窓会長ということもありお願ひし

たい。

**【藤田会長】**

今、実行委員長から実行委員を推薦していただいた。皆さんこれでよろしいか。

(会場内から「はい。」の声)

それではよろしく願います。

3実施内容については、今、実行委員が決定したため、実行委員長を中心として事務局と打合せをしながら、進めていただきたい。2学期中に1年生35人を対象にということであり、よろしく願いたい。

続いて「(2)前期地域協議会委員からの引継ぎ事項の取扱いについて」説明をいただく。

**【五井野次長】**

資料7をご覧ください。前期の地域協議会において、委員による自主的審議を経て市長へ意見書を提出した案件の経過や、地域課題として委員から提案のあった案件について、継続審議の検討を申し送られたものである。

この引継ぎ事項の取扱いについては、現委員の皆様の協議により審議するかどうかを判断いただくこととなっているため、強制力はない。このことから、継続審議とするかどうかは、委員の皆様で項目ごとに個別に適切な時期をとらえて検討いただきたい。

では、引継ぎ事項の概要を説明させていただく。

「①ほくほく線電車内へのトイレ設置」及び「②浦川原区山印内地内交差点への信号機設置」の2件については、それぞれ関係機関等からの回答を理解された上で経過観察を依頼するものとなっている。

「③旧末広小学校及び旧中保倉小学校の利活用」については、継続検討を申し送るものとなっているが、市教委からは、まずは会長と調整させていただくこととしており、10月以降で対応させていただきたいとのことであった。

「④霧ヶ岳温泉ゆあみの利活用」については、本日、市から報告させていただいたが、「公の施設の再配置計画」の取組との関連性を整理しながら、検討の必要性を判断いただければと考えている。

なお、「⑤浦川原中学校との意見交換会」については、先ほどの協議題で実施に向けて動き出している状況である。以上で説明を終わる。

**【藤田会長】**

5項目について説明いただいた。これについて皆さんの意見等受ける。

**【赤川委員】**

「②浦川原区山印内地内交差点への信号機設置」について、浦川原区山印内地内の国道253号と市道山印内線の交差点とあるが具体的に場所はどこになるのか。

【藤田会長】

コンビニエンスストアとホームセンターの所にある交差点である。  
他にないか。

【北澤（誠）委員】

この信号機の設置に関して大きな力を持っているのは市議会だと思われるが、議会に対して同等の案件は出ているのか。

【五井野次長】

ホームセンター前の交差点において交通量が多く危険であるということで、新潟県の公安委員会に対して信号の設置を要望しているものであり、現在のところ、公安委員会としては設置する状況にないといった判断であり、今後、交通状況の変化等や公安委員会の動きについて経過を見ているところであると理解いただきたい。

【北澤（誠）委員】

それならば仕方がないと思う。事故が起きて人が亡くならないと信号は設置されないと思われても仕方がない。

【藤田会長】

そういった人的事故が起きないために、予防するために信号機の設置をお願いする提案をしたものであり、これは今後も提案し続けていかなければならないと思っている。

【春日委員】

今の場所について危ないと思ったことがある。

上越方面から来て右折するときは右折レーンに入るわけだが、大島側から来てホームセンターへ入る場合に交差点を右折して入れれば良いのだが、反対車線の右折レーンにまで侵入してホームセンターへ入る人を何度か見たことがある。上越方面から来た右折車とぶつかってしまうのではと非常に危険に感じている。今後、ますます高齢化が進む中で、そういった事例が頻繁に出てくるのではないかと危惧している。

【藤田会長】

この5項目について、引き続き審議していくといったことでよろしいか。

【五井野委員】

⑤浦川原中学校との意見交換会についての関連で、資料6の五井野次長の説明の中で実施目的の記載内容についてもこのままで良いか決定してほしいということであったと思うが、

その協議をしなければならないのではないかと思うが。

**【藤田会長】**

中学生との意見交換会は、中学生が地域に対して関心を持ってもらうことが目的であり、関心を持ってもらって将来的に浦川原に住み続けてもらいたいという思いが地域協議会の中であって、毎年内容が変わっている。

過去には2年生の時に実施して3年生の時に報告をしたこともある。今回は1年生が対象ということであり、2年生の時に報告するといったことであり、これは学校の都合もあると思うが、その年によって内容が変わってくるため、五井野委員の言われるように実施内容について協議しなければならないといった指摘はおっしゃるとおりである。

**【五井野委員】**

私が申し上げたのは、中学生との意見交換会となっているが、資料6では実施目的は中学生側のことしか記載されていない。そして資料の7の⑤では2項目あり、この2項目を集約しなければならないのではないかと考える。

地域協議会委員としても地域課題の発掘につなげることとする。といったことを実施目的の最後の方に追記していただかないと「意見交換」にならないのではないかと考える。

**【藤田会長】**

それでは村松実行委員長から今の意見を踏まえて学校との協議をお願いしたい。

そもそも、意見交換会を実施するまでには、学校の都合や校長先生、担任の先生の意向を聞くなど、いろいろなすり合わせに時間がかかる。その中で五井野委員が言われた部分も併せて検討していただき結果を出していただきたいと考える。

**【村松副会長】**

了解した。

学校を卒業した生徒が一人でも多く浦川原に戻ってきてもらえるように、といったことが地域協議会の趣旨であり、生徒から出てきた意見等を実現していれば、帰ってきたときに「自分が出した案が実施されている。」といったように浦川原に興味を持てるといった形で進めていきたいと思っている。

五井野委員の言われたこと、地域協議会委員としての趣旨を示しながら学校の方針も含めて協議しながら進めていきたいと考えている。

**【池田副会長】**

中学生との意見交換会について初めての委員が多いため補足させていただく。

実行委員ということで、村松実行委員長と4人の実行委員が今回決定したが、資料を見て

いただくと、浦川原区内の産業や文化に触れるということを目的として、施設見学を行っているが、その際は委員全員に参加していただくことが基本である。従って、実行委員の皆さんは、そこまでの打合せや段取りをするということである。

実際に見学して中学生がメモしたことや資料作りの基になるようなものを作成するわけだが、ワークショップの実施や発表会もあり、その際も基本的に地域協議会委員の皆さんからも参加してもらおうということで、実行委員が全て実施するというわけではないことをご理解いただきたい。

**【藤田会長】**

実行委員の内容と役割について触れていただいた。皆さんからの協力をお願いします。

**【春日委員】**

今までの中学生との意見交換会において、例えば施設見学で1日、その後ワークショップを実施するというので、どのくらいの時間を費やしているのか。

**【村松副会長】**

施設見学は約1日、そして、それらをまとめる総合学習で2時間ほどいただき、各班に分かれてまとめていく。実行委員として中学校へ出向くのは2～3回ほどであり、30分～1時間程度打合せをしている。合計で実行委員の打ち合わせが3～4回ほどということである。

**【春日委員】**

了解した。

今年度も同じような感じで実施されるのか。総合学習の中で実施すると言われていたが。

**【村松副会長】**

総合学習の中で実施していく予定で進めていくことになる。

**【春日委員】**

了解した。

**【五井野次長】**

前期地域協議会委員からの引継ぎ事項の取扱いについて、皆さんから確認していただきたいことがある。

先ほどの公の施設の再配置計画の取組についての霧ヶ岳温泉ゆあみの説明において、村松副会長から薪ボイラーについて具体的な意見をいただいた。地域協議会の中ではなかなか深い部分まで意見交換することが難しいと思われるため、別に勉強会という場を設け、それぞれ皆さんが思っていることを話し合っ理解を深めた上で、協議会の場で協議することも一つの在り方と考えている。会長から皆さんへ諮っていただければと思っている。

**【藤田会長】**

「ゆあみ」については資料7の④の項目の下「令和元年度地域協議会勉強会において、地域協議会委員4名で検討委員会を立ち上げ、近隣事業者との連携を模索していることから、今後も継続して検討していただきたい。」ということで、この4名の委員は今回再任された杉田委員、池田副会長、村松副会長と私であり、この4人で継続していくことを確認している。この4人で計画を煮詰めていき、行政の意見や力も借りながら検討を進めていきたいと思っていて、たたき台や経過報告等はこの場でできると思っている。

**【五井野次長】**

今回、改選によって新しい委員が8名おられ、その新しい委員が予備知識を得る場として勉強会を設けて委員全員で確認、相談していただいてはどうかと考えている。

**【藤田会長】**

事務局から勉強会の開催の提案を受けたが、いかがか。

**【北澤（正）委員】**

ぜひ、お願いしたい。正直、コシヒカリアイスの話も出てきたが、そういった細かな経緯が分からないため、もう一步踏み込んだ内容で勉強会が開催されるのであれば、ぜひ出席したい。

**【藤田会長】**

宮川委員いかがか。

**【宮川委員】**

同じ意見である。

**【藤田会長】**

これについて勉強会を開催するというので、よろしいか。

（会場内から「はい。」の声）

それでは、改めて事務局と相談しながら進めていく。

**【横田所長】**

これまで一緒に歩みを進めてきた経緯もあり、今回の勉強会についても事務局あるいは市の職員も一緒にお願いしたいと思っている。

併せて、来月になると再配置計画の今後の取組の方向性の案をお示しするタイミングもあり、そういったところも総合的に勘案しながら、地域協議会での取扱いや今後の進め方について、検討を重ねていただければと思っている。ぜひ、勉強会には私どもも参加させていただきたい。

**【藤田会長】**

こちらもよろしく願います。

それでは「4 その他」で「(1)次回の開催日時等について」であるが9月28日(月)の午後6時30分からここコミュニティプラザで開催していきたい。よろしいか。

(会場内から「はい。」の声)

それでは願います。

**【北澤(正)委員】**

一点、事務局に確認したいことがある。

春に地域活動支援事業で採択した事業の中で、今回、コロナ禍ということもあり、事業の内容を大幅に変更されたといった話を1件聞いた。そのような話や申請などについて事務局は把握しているか。

**【五井野次長】**

8月24日付けで1件相談を受けている。コロナ禍においてコンサートなどができないということで事業内容の変更申請をされたいとのことである。この件については、藤田会長に取扱方法について相談させていただこうと考えていた。事業内容を変更するという事は、当区において初めてのことであり、取扱方法について藤田会長に相談させていただき、内容の変更部分についてどうするのか進めさせていただきたいと考えている。

**【横田所長】**

補足させていただく。

新型コロナウイルスの収束が見通せない中で、各事業の実施主体である団体の代表の方を始め、皆さんが慎重に事業実施の可否も含めて検討されていることは承知している。今後、同じような相談があった場合はしっかりと実情をお聞きして、地域協議会に諮るなり報告するなりしながら進めていきたいと考えている。

少し流動的な部分があり、今回の1件に限ったことではないことをお含みいただきたい。

**【北澤(正)委員】**

苦言になるが、そもそもイベントの予定時期が何時なのかを考えれば、その前に少なくとも事務局側へお話があったと思うが、今の説明だと藤田会長へお話してということのようだが、そうなると結局、我々委員への報告は1か月後ということで、あまりにもリアルタイムに欠けるのではないか。まして我々は地域活動支援事業の採択を判断している立場であり、その責任も感じているため、なるべくリアルタイムに報告していただきたいということで、よろしく願いたい。

**【藤田会長】**

他に何かないか。

**【杉田委員】**

所長に伺いたいのだが、公の施設の再配置計画のこれまでの取組状況の説明の中で、地元住民への意見聴取も終わり、同意や了解が織り込み済みであるが、地域の皆さんが承知した後に、地域協議会の同意があれば終了といったことにならないようにしていただきたい。

地元住民に対して説明会をいつどのように実施するのか。行政改革推進課から方針が出され、住民からの意見等があった場合には事務局から地域協議会委員に報告いただきたい。

安塚区でもゆあみ以上の大きな施設の課題を抱えていて、コロナ禍の中でも6地区の会場で説明会が開催されたと聞いている。そういった話を聞くと浦川原区との差を感じる。

地元住民に対しての説明会等、いつどこで行われるのか、コロナ禍を理由にそういった説明会を中止しないでいただきたい。消毒やソーシャルディスタンスを取れば開催できるので、ぜひ、行政改革推進課へ具申していただきたい。

**【横田所長】**

今回の公の施設の再配置計画の取組のスタートラインとして、行政側としての方向性のたたき台、原案を携えながら、地域の方々の意見を伺う中で方向性を固めていく手法をとった。それぞれ区の実情も違うと思うが、浦川原区においては長い歳月をかけた中で取りまとめてきていることについてはご理解いただきたい。この間、必要な地域の方々への説明はさせていただいているものと考えている。

その上で、行政改革推進課から市としての最終的な方向性の案について地域協議会へ示させていただくということである。9月の公の施設の再配置計画に盛り込む内容をきちんと示させていただいた後に意見をいただければと思っている。杉田委員のこの意見は、行政改革推進課に伝えたい。

**【杉田委員】**

了解した。

**【藤田会長】**

他に何かないか。なければ、以上で第6回浦川原区地域協議会を閉じる。

**9 問合せ先**

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : [uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp)

## 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。